

新潟医療福祉大学情報環境整備規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟医療福祉大学における情報環境の整備を図るため、基本的な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 この規程は、研究及び教育活動に必要な情報環境を総合的に整備し、これを効果的に提供することにより、大学の研究及び教育の発展に寄与することを目的とする。

(図書館・情報委員会)

第3条 図書館長の諮問に応じて情報環境の整備に関する重要事項を審議するため、図書館・情報委員会を置く。

2 図書館・情報委員会に関する規程は、別に定める。

(補足)

第4条 この規程に定めるもののほか、情報環境整備に関し必要な事項は、館長が別に定める。

(改正)

第5条 この規程の改正は、総務会の議を経て学長が行う。

附則

この規程は、平成13年7月2日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。